



税理士が教える経営に役立つ税制情報

# TAX & LAW



TKC近畿兵庫会姫路支部  
広報委員 世良真一

## 「交際費」、安易に使っていませんか？

2024（令和6）年度税制改正で、法人税において交際費等から除外される1人当たりの飲食費の基準が5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。とはいえ、安易に使うのは考えもの。適切に支出しているか、支出に見合った効果を得られているか検証しましょう。

### 交際費等とは

得意先や仕入れ先等、会社の事業に関係のある人に対し、接待や贈答、慰安などを行うために支出するお金です。交際費等は原則として全額が損金に算入されませんが、中小企業では年間800万円まで損金への算入が認められています。

### 交際費等の目的・効果・予算を意識する

業種や業界によって異なりますが、交際費等を支出する目的は「これまでの取引のお礼と今後も継続した取引をお願いするため」「取引の増加や取引単価を上げる交渉のため」「新規の取引を始める、または新商品や新サービスの販路拡大をするため」などがあります。

いずれの場合も売り上げや利益の維持・増加、円滑な取引の継続のために、目的を持って支出する費用ということになります。一般的には①目的②効果③予算を明確にした上で、上司や経営陣の承認を得る流れになりますが、中小企業では経営幹部の判断だけで交際費等が使われていることも多いでしょう。②効果については、例えば半期に1回程度、取引先別、取引先担当者別に集計し、実際の取引額と比較して検証すると良いでしょう。費用対効果、支出の頻度や金額のルールを見直すことで交際費等の効果的な活用につながります。

### 公私混同せず適切な支出を

交際費等の実態が個人的な友人とのゴルフや、家族との飲食といった役員の私的な支出であれば、役員への給与とみなされます。その場合、役員本人への給与の支給として源泉所得税が課されることとなります。さらに、会社では損金算入が認められず、法人税等の課税額が増えることにもなります。公私混同の常態化は、社内全体のモラルの低下を招き不正が起きやすい体質になってしまったり、従業員の働く意欲の低下や離職につながったりと、結果的に会社を弱体化させる要因にもなりかねません。近年はコンプライアンス意識が高まっており、交際費等の支出にはより慎重さが求められます。「経費になるから」と、会社のお金を無駄遣いしないようにしましょう。

参考文献：「事務所通信2024年6月号」（TKC出版）

### ■領収書等の記載事項（1人当たり1万円以下の飲食費の判断）

領収書		No. XXXXXX
		発行日 2024/5/10
⑤ (株) ●● 様	⑥	¥ 29,700 -
⑦	税込価格 ¥ 27,000	消費税額(税率10%) ¥ 2,700
② 但し、ご飲食代として上記正に領収致しました。		
① 新商品販売のための打合せに伴う食事代		
② 得意先		
(株) ▲▲ 伊藤社長		
当社 村井社長 営業課 鈴木		
自3名参加		
⑧ 担当者		
③ (株) ■■■		
居酒屋■■■		
東京都〇〇区〇〇〇-X-X		
TEL: 03-XXXX-XXXX		
登録番号: T123...		

※国税庁タックスアンサーNo.5265「交際費等の範囲と損金不算入の計算」等を基に作成

#### 【自社で記入するもの】

- ① 会食の目的や具体的な内容
- ② 会食参加者の社名と氏名
- ③ 参加者数

#### 【あらかじめ記載されているもの】

- ④ 会食のあった年月日
- ⑤ 宛名
- ⑥ 会食にかかった金額
- ⑦ ただし書き
- ⑧ 飲食店等の名称と所在地

